

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
分 担 研 究 報 告 書

身体障害者更生相談所を要としたフォローアップの実現に向けて

研究分担者 榎本 修 宮城県リハビリテーション支援センター 宮城県保健福祉部技術参事
研究代表者 高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター センター長兼医療部長
研究協力者 横井 剛 横浜市障害者更生相談所 所長
研究協力者 渡邊 慎一 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長
研究協力者 西嶋 一智 宮城県リハビリテーション支援センター
宮城県保健福祉部技術副参事兼技術次長

研究要旨

令和2年度に全国の身体障害者更生相談所に対して補装具支給後のフォローアップの現状調査を行い、多くの更生相談所でフォローアップを行うにはマンパワー不足であること、制度上、更生相談所がフォローアップを行うシステムがないこと、地域の医療機関、施設等との連携も希薄であるなどの課題が明らかになった。令和3年度は1) 昨年度のアンケートで補装具のフォローアップ実績がある更生相談所18カ所（全国の25%）に着目した分析、2) 全国身体障害者更生相談所長協議会の組織である補装具判定専門委員会の委員に対するアンケート調査、3) 宮城県で行っている補装具フォローアップ事業、について報告し課題を抽出した。その上で更生相談所が要となって補装具フォローアップを全国で普及させるための課題と方策を考察した。

1) フォローアップ実績がある18カ所の更生相談所の分析

フォローアップを過去にしたことがある更生相談所は5カ所（県3，指定都市2）、フォローアップを現在もしているところは13カ所（県9，指定都市4）であった。18カ所中14カ所（78%）で更生相談所がフォローアップを行うべきと回答した。15カ所（83%）が効果を認め、16カ所（89%）が必要性を感じているなど意識の高さがみられた。11カ所（61%）で補装具のフォローアップに関して地域との連携がとれていた。更生相談所でフォローアップを行っているだけでなく、地域と連携することにも重点を置いていた。

2) 補装具判定専門委員会の委員に対するアンケート調査

補装具判定専門委員会の令和3年度の委員は10名で医師7名、理学療法士2名、義肢装具士1名からなる。このうち本研究の関係者の3名を除く7名にアンケート調査を行った。7名はいずれも補装具判定に精通したメンバーであり、所属先は県更生相談所4名、指定都市3名であった。7名のうち4名が補装具のフォローアップ実績がある更生相談所に在籍していた。フォローアップにかかる経費の担保や責任の所在などを明確にしないとシステムの構築は難しいこと、利用者、関係機関に補装具制度の啓発が重要であること、補装具事業者、市町村、更生相談所等がフォローアップにおいてどのような役割で機能するかなどを具体化する必要があること、システム化にあたっては各機関の役割を厚生労働省の補装具費支給事務取扱指針に明記することが必要であること、などの意見があった。

3) 宮城県における補装具フォローアップ事業

直接判定時にフォローアップの同意が得られたケースに支給後5～6カ月後を目途に往復はがきを送付し、補装具の使用状況、不具合の状況を確認するシステムである。これまでに1,253通の往復はがきを送付し916通（回収率73%）の返信があった。返信があったうち最も数が多かった種目は短下肢装具490通（53%）、次いで下腿義足82通（9%）であった。補装具を支給した対象者の2割程度で何らかの対応が必要であった。往復はがきで使用状況を確認する機会があることは有用と考える。今後もフォローアップ事業の継続が必要と考えるが、初回だけでなく継続したフォローアップと、医療保険で作製された装具の情報の共有化、不具合の早期発見という課題がある。利用者、関係機関への制度の周知と補装具の知識の啓蒙、地域連携が必要である。

補装具フォローアップが当たり前のように行われ、利用者が適切な補装具を使用し続けるには更生相談所、市町村など個人情報管理する公的機関が要となって補装具事業者、地域の社会資源と連携してタイムリーなフォローアップを遂行することが肝要である。マンパワーも面からは更生相談所だ

けでフォローアップを行うことは困難であり、補装具事業者、市町村、地域の医療機関、リハビリテーション専門職等の地域の社会資源が連携して補装具フォローアップを行うシステムを構築することが重要である。

今後の方向性として全国で普及させるためには補装具フォローアップのモデル事業等を踏まえてその効果検証を行い、全国のどの地域でも実現可能な実効性のあるシステムを構築していくことが望まれる。最終的には補装具費支給システムの根幹となる「補装具費支給事務取扱指針」に各機関の役割やシステムの流れを明記する必要がある。

A. 研究目的

令和2年度に全国の身体障害者更生相談所(以下、更生相談所)に対して補装具支給後のフォローアップの現状調査を行い、多くの更生相談所でフォローアップを行うにはマンパワー不足であること、制度上、更生相談所がフォローアップを行うシステムがないこと、地域の医療機関、施設等との連携も希薄であるなどの課題が明らかになった。

そこで、令和3年度はそれらの課題に対する改善策を提案する目的で研究を進め、行政機関である更生相談所が要となって補装具フォローアップを全国で普及させるための課題と方策を考察する。

B. 研究方法

令和3年度は以下の3点について研究を進めた。

1) 補装具のフォローアップ実績がある更生相談所18カ所(全国の25%)に着目した分析

2) 全国身体障害者更生相談所長協議会の組織である補装具判定専門委員会の委員に対するアンケート調査

3) 宮城県で行っている補装具フォローアップ事業の報告と課題の抽出

2)のアンケート調査は令和2年度の「補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究 総括・分担研究報告書」から更生相談所の現状調査概要と補装具製事業者によるフォローアップの現状調査概要を抜粋し、その調査結果を踏まえて、補装具のフォローアップ実現に向けての意見を求めた(表1)。

(倫理面への配慮)

アンケート結果等の公表においては個別の更生相談所名、補装具判定専門委員会の委員名が分からな

いように配慮している。本調査、研究は倫理面に問題がないと判断する。

表1 補装具判定専門委員会へのアンケート

質問1: 貴委員が所属する更生相談所・地域で補装具フォローアップのシステムを構築することは可能でしょうか。そのためにはどんなハードルがあると思いますか。

質問2: 全国的に補装具フォローアップを普及させる場合、それを行う機関、連携システムとしてどのような構図、工夫が実現可能と思われますか。

質問3: 補装具フォローアップに関して何でも自由にお書きください。

C. 研究結果

1) フォローアップ実績のある18カ所の更生相談所の分析

18カ所の内訳としてフォローアップを過去にしたことがある更生相談所は5カ所(県3, 指定都市2)、フォローアップを現在もしているところは13カ所(県9, 指定都市4)であった。全体的な比率では県は57カ所中12カ所(21%)、指定都市は20カ所中6カ所(30%)と指定都市の更生相談所の方がフォローアップ実績の比率が高かった。

フォローアップの対象種目は義肢・装具7カ所、車椅子・電動車椅子3カ所、意思伝達装置8カ所、補聴器4カ所、種目を問わず気になるケース2カ所、高額・特例補装具2カ所で義肢・装具と意思伝達装置のフォローアップを行っているところが多かった。

どこがフォローアップすべきかについては18カ所中14カ所(78%)が更生相談所と回答した。全体の統計では更生相談所がフォローアップを行うべきだということところは54%であった。この18カ所に限ると自分たちで行った経験から、効果を感じている15

カ所（83%）、必要性を感じている16カ所（89%）と意識の高さがみられた。

補装具のフォローアップに関して地域との連携がとれているかに関しては18カ所中11カ所（61%）で連携がとれているとの回答であった。全体の統計では連携がとれているのは21カ所（30%）であったことから、当該更生相談所ではフォローアップを行っているだけでなく、地域と連携することにも重点を置いていた。

2) 補装具判定専門委員会の委員に対するアンケート調査

全国身体障害者更生相談所長協議会の組織に補装具判定専門委員会がある。更生相談所の職員または経験者から構成され、令和3年度の委員は10名で医師7名、理学療法士2名、義肢装具士1名からなる。このうち医師3名は本研究の関係者であることからアンケート対象から除外し、残りの7名にアンケート調査を行った（参考資料）。7名はいずれも補装具判定に精通したメンバーであり、所属先は県更生相談所4名、指定都市3名であった。7名のうち4名が補装具のフォローアップを行った経験がある更生相談所に在籍している。

問1（表1）について主な意見を抜粋すると、更生相談所や市町村などの公的機関がフォローアップを行うための課題は全国調査と同様にマンパワーであった。フォローアップにかかる経費の担保や責任の所在などを明確にしないとシステムの構築は難しい。補装具制度の啓発が重要であるが、利用者・補装具事業者・市町村・更生相談所等がフォローアップにおいてどのような役割で機能するかなどを具体化する必要がある、などの意見があった。

問2については、補装具費支給システムの中でフォローアップをシステム化すること、個人情報を管理する公的機関が補装具事業者に働きかけてフォローアップをし、正当な対価を補装具費として支給するべきである。一方、業務量の増加などデメリットも整理しておくことも必要である。システム化にあたっては更生相談所、市町村、補装具事業者の補装具フォローアップにおける役割を整理して、厚生労

働省の補装具費支給事務取扱指針に明記することが必要である、などの意見があった。

問3については、医師、リハビリテーション関連職種等が補装具の制度自体を理解していないことが多く、啓発活動が必要である。また、補装具の自己管理ができるように利用者の教育も必要である。支給後のフォローアップの手順が確立、定着すれば、特例補装具、高機能部品などの効果判定も行きやすくなるのではないかと、という意見があった。

3) 宮城県における補装具フォローアップ事業

宮城県では平成29年度途中から補装具フォローアップ事業を開始した。当県では補装具判定の90%以上を直接判定している。直接判定時に往復はがきを送ることに同意が得られたケースに支給後5～6カ月後を目途に往復はがきを送付し、補装具の使用状況、不具合の状況を確認するシステムである。当初は全種目を対象に開始したが、フォローアップが必要な事例が義肢・装具に多かったため令和2年度からは義肢・装具に限定している。これまでに1,253通の往復はがきを送付し、返信があったのは916通（回収率73%）であった。返信があったうち最も数が多かったのは短下肢装具490通（53%）、次いで下腿義足82通（9%）であった。

令和2年度でみると往復はがきを発送した334通中229通（回収率69%）の回答があった。回答内容から確認、対応が必要と判断したのは58件（25%）でその対応方法、結果は表2のとおりであった。

フォローアップ事業の結論として補装具（義肢・装具）を支給した対象者の2割程度で何らかの対応が必要であった。往復はがきで使用状況を確認する機会があることは有用であり、今後もフォローアップ事業の継続が必要であると思われる。課題としては使用し始めて6カ月程度の時期の1回限りのフォローアップであること、医療保険で作製された装具の情報の共有化、不具合の早期発見という課題がある。早期発見には制度の周知と補装具の知識の啓蒙、地域連携が必要であると考えている。

表2 宮城県の補装具フォローアップ事業結果

義肢・装具判定 334 件中回答 229 件 令和 2 年度
対応が必要と判断 229 件中 58 件 (25%)

- ・補装具事業者へ対応を依頼：20 件 (9%)
- ・来所等での適合確認：22 件 (10%)
- ・電話での確認で済み：16 件 (7%)

対応結果

- ・問題なく継続使用可能：170 件 (74%)
- ・補装具事業者が手直し（費用発生せず）で対応：
41 件 (18%)
- ・修理判定に至ったもの（公費支給）：8 件 (3.5%)
- ・その他（体調の変化で使用困難な方等）

D. 考察

補装具フォローアップを全国で普及させるための課題と方策を考察する。

(1) マンパワーの確保

更生相談所だけで支給した補装具のフォローアップを行うことはマンパワーの面からも困難であり、補装具事業者、市町村、地域の医療機関、リハ専門職等の地域の社会資源との連携、チームでフォローアップするというシステム作りが必要である。そのためには、フォローアップを指示する機関と受ける機関の役割分担、報告などの情報共有が必須であり、補装具判定の技術的中枢である更生相談所が要となる必要がある。

(2) フォローアップに関する経費への対応

補装具費支給システムの中でフォローアップをシステム化することが実現性が高いと思われる。現行制度ではフォローアップした結果、補装具の修理や再支給に結び付けば補装具事業者の収入に繋がるが、担当義肢装具士個々の熱意やサービスに頼っている事例もある。また、離島や遠隔地がある自治体では交通費の問題も生じる。フォローアップの経費を補装具費として支給するシステムの構築が望まれる。

(3) フォローアップの必要性の判断

フォローアップの必要性を判断する時期は二通りが考えられる。一つは更生相談所による支給判定時ともう一つは補装具支給後に地域で生活している間に補装具に問題が生じた時である。前者では、適合判定時に適合性に何らかの課題があり、判定担当者

が数か月後に使用状況の確認が必要と判断される事例、高額な完成用部品を使用した事例、特例補装具の事例などが考えられる。後者では補装具の不具合を誰が発見、指摘できるかという課題がある。当事者自ら、市町村担当者、補装具事業者、地域の医療機関、通所等の利用施設や訪問看護事業所のリハビリテーション専門職、ケアマネジャー、保健師等が考えられるが、補装具の不具合の判断は医師、リハビリテーション専門職といえども難しい場合がある。補装具費支給制度の啓蒙、理解を深めていくことも重要であるが、補装具管理手帳などで情報を共有して市町村や更生相談所に繋ぐことが実効性があると思われる。

(4) システムの構築

補装具費支給システムは厚生労働省が通知する「補装具費支給事務取扱指針」等に則って行われている。そこでは、都道府県、更生相談所、市町村の役割、補装具事業者、医師、リハビリテーション専門職等との連携の必要性が明記されている。適合判定、装着訓練の必要性は記されているが補装具支給後のフォローアップについては言及されていない。

システムとしては個人情報管理する公的機関が補装具事業者に働きかけてフォローアップをし、正当な対価を補装具費として支給することが妥当と考えられる。例えば流れとして、購入時には更生相談所が補装具適合判定時にフォローアップの要否について判断する。地域生活者で不具合を生じた場合は、市町村が窓口となり情報を収集して更生相談所にフォローアップの要否について相談を上げる。「要」者については、市町村が補装具事業者に補装具のフォローアップに係る依頼書を出し、補装具事業者は市町村からの依頼を受けて利用者のフォローアップ作業を行う。補装具事業者は、市町村にフォローアップの報告をして作業費用を請求する。市町村はフォローアップ経費の支給券を出し、補装具事業者は対価を得るといった流れが考えられる。

補装具のフォローアップ体制を実現させるためには地域リハビリテーションと同様に限られた社会資源の中で各機関の役割分担、情報連携などチームアプローチが必要である（表3）。

そして、システムの実現のためには補装具費支給事務取扱指針に関係機関の役割分担とその流れを明記することが必須と考える。

表3 補装具フォローアップ各機関の役割分担

| 機関 | 役割分担 |
|----------|--|
| 更生相談所 | ① 新規購入・修理・再支給時あるいは市町村等からの相談依頼でフォローアップの要否判定 |
| 市町村 | ② 「要」者について補装具事業者にフォローアップ依頼書作成 ⑤ 市町村はフォローアップ経費の支給券を出し事業者は対価を得る |
| 事業者 | ③ 補装具事業者は市町村からの依頼を受けて利用者のフォローアップ作業 ④ 補装具事業者は、市町村にフォローアップの報告をして作業費用を請求 |
| 地域医療機関 | ・ 医療保険で作製した補装具の不具合を早期発見 ・ 障害者総合支援法での作製に繋げる |
| 障害者支援施設等 | ・ 施設利用者の補装具の不具合を早期発見 ・ 市町村、更生相談所と情報連携 |

①～⑤はシステムの流れの順番

E. 結論

更生相談所、市町村など個人情報管理する公的機関が要となって補装具事業者、地域の社会資源と連携してタイムリーな補装具フォローアップを遂行することが肝要である。

マンパワーも面からも更生相談所だけでフォローアップを行うことは困難であり、補装具事業者、市町村、地域の医療機関、リハ専門職等の地域の社会資源が連携をし、地域の実情に応じた補装具フォローアップのシステムを構築することが重要である。

今後の方向性として補装具フォローアップのモデル事業等を踏まえてその効果検証を行い、全国のどの地域でも実現可能な実効性のあるシステムを構築していくことが望まれる。

最終的には補装具費支給システムの根幹となる「補装具費支給事務取扱指針」に各機関の役割やシステムの流れを明記する必要がある。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

高岡徹, 樫本修, 西嶋一智, 横井剛: 身体障害者更生相談所における補装具フォローアップの現状に関する全国調査, The Japanese Journal of Rehabilitation Medicine. Vol.57. Supplement号, S1382, 2021.

2. 学会発表

樫本修 他, 更生相談所における現状調査. 第1回補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム. 東京, 2021-2-27.

高岡徹, 樫本修, 西嶋一智, 横井剛: 身体障害者更生相談所における補装具フォローアップの現状に関する全国調査, 第58回日本リハビリテーション医学会学術集会, 京都, 2021-6-11.

樫本修 他, 総括シンポジウム 効果的なフォローアップとは. 第2回補装具の効果的なフォローアップに関するシンポジウム. 東京, 2022-2-26.

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし。

2. 実用新案登録

なし。

3. その他

なし。

補装具フォローアップに関する補装具判定専門委員会委員へのアンケート

昨年度のアンケートに貴更生相談所のご協力をいただきどうもありがとうございました。多くの更生相談所でフォローアップを行うにはマンパワー不足であること、制度上、更生相談所がフォローアップを行うシステムがないこと、地域の医療機関、施設等との連携も希薄であるなどの課題が浮き彫りになりました。補装具のフォローアップは補装具製作事業者や支給決定した市町村で行うべきという意見も多くありました。

そこで、今年度は補装具判定に精通している補装具判定専門委員会の皆様にご意見を頂戴したくアンケート調査させていただきたいと思えます。

下記に示す昨年度の〈更生相談所の現状調査から得られた概要〉と他の分担研究者による〈補装具製作業者によるフォローアップの現状調査概要〉をご一読いただき、今後の補装具フォローアップのあるべき姿や、自分の所属している更生相談所・地域では実現可能なのかなどご自由にご意見ください。なお、研究報告書の作成にあたっては、個人情報等は分からないように留意いたします。ご回答はいつものメーリングリストをご利用いただいて結構です。急なお願いで恐縮ですが11月中旬くらいまでにご回答いただければ幸いです。

令和3年10月15日

補装具判定専門委員会 委員長 檜本 修

〈更生相談所の現状調査から得られた概要〉

全国の77カ所の更生相談所のうち補装具のフォローアップを行った経験がある更生相談所は18カ所(25%)に過ぎなかった。

補装具の不具合に最初に気付くのは使用者本人、周囲の支援者、利用施設等のリハビリテーション専門職など身近な方であると思われるが、補装具の知識に精通しているわけでもなく、不具合が生じているかも気付かれないことも多い。一般の方にも補装具のチェックポイントが理解しやすいように補装具手帳のようなものを配布する試みも始まっている。

製作した義肢装具士、車椅子、座位保持装置、意思伝達装置、補聴器等の販売事業者がフォローアップを行えば不具合が生じているかの判断が可能と思われる。しかし、利用者からの相談が上らなければ、利用者へのアプローチは難しく、地域によっては交通費等も無視できない場合があり、それを公費で負担する仕組みはない。フォローアップにかかる経費の担保や責任の所在などを明確にしないとシステムの構築は難しい。

フォローアップを行うという声かけは更生相談所、市町村などの公的機関が動くのが理にかなっていると思われる。マンパワーが不足している更生相談所や補装具の知識が十分とは言えない市町村担当者が実働するのではなく、イニシアチブをとって地域との連携、補装具に関する研修による理解の向上、補装具製作事業者との協働を図りながら地域の実情に応じたフォローアップシステムを構築していくことが望まれる。さらに、補装具費支給事務取扱指針に補装具フォローアップの必要性が明記されれば、責任の所在も明らかになり、システム作りに拍車がかかると思われる。

<補装具製作者によるフォローアップの現状調査概要>

日本義肢協会の正会員である全国 270 ヶ所の義肢・装具製作所を対象に、補装具のフォローアップについて、郵送によるアンケートを 2021 年 1 月に行ったところ、160 製作事業者（60%）の有効回答が得られた。その結果によると、義肢装具等のフォローアップへの取組について、160 製作事業者のうち、92 事業者が「義肢装具製作所として取り組んでいる」、60 事業者が「所属する義肢装具士が個人的に取り組んでいる」、40 事業者が「取り組んでいない」と回答した（複数回答可、以下同様）。フォローアップの体制については、回答のあった 121 事業者のうち 88 事業者が「義肢製作所が単独で行っている」。82 事業者が「医療機関等と協力して行っている」と回答した。義肢装具等の状態について、積極的に義肢装具製作所側から利用者に問いかけをしているか、については、回答のあった 126 事業者中 73 事業者が「問いかけている」と回答した。実際のフォローアップの頻度については、義肢は 6(0~60)ヶ月、装具は 6(0~24)ヶ月、車椅子は 8(0~36)ヶ月であった。義肢装具の不具合等については電話等で利用者から連絡があった場合の対応法については、回答のあった 129 事業者中 113 事業者が「義肢装具製作所(所属する義肢装具士を含む)として個別に対応」、77 事業者が「医療機関等を通じて対応している。（医療機関の受診を勧めるなど）」と回答した。

*補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究 令和 2 年度 総括・分担研究報告書より抜粋

上記の調査結果を踏まえて、補装具のフォローアップについてお尋ねします。

質問 1：貴委員が所属する更生相談所・地域で補装具フォローアップのシステムを構築することは可能でしょうか。そのためにはどんなハードルがあると思いますか。

| |
|--|
| |
|--|

質問 2：全国的に補装具フォローアップを普及させる場合、それを行う機関、連携システムとしてどのような構図、工夫が実現可能と思われますか。

| |
|--|
| |
|--|

質問 3：補装具フォローアップに関して何でも自由にお書きください。

| |
|--|
| |
|--|